

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

令和7年2月の政党間合意等に基づく「いわゆる高校無償化」を実現するため、高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）について所得制限を撤廃する等の措置を講ずる。

概要

1. 目的規定の見直し

現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを明記する。【第1条関係】

2. 受給資格の見直し

(1) 所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととする。【第3条第2項第3号関係】

(2) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定する。【第3条第1項関係】

3. 費用負担の見直し

都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとする。【第15条第1項関係】

4. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置を講じる。【附則第2条第2項関係】

5. 検討規定

政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。【附則第5条関係】

施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】